

別府市公共交通活性化協議会 議事録

日 時：平成 29 年 8 月 16 日（水） 10：00～11：00

場 所：別府市水道局 3F 大会議室

◆意見要旨

開会

事務局：23人(全委員)の出席により、規約を満たしている。

会 長：本日の審議については、議題の2「実証運行計画（案）」が議会説明前の内容であることから、規約第7条第5項のただし書きの規定により、非公開とさせていただきたい。

会 長：長野恭紘市長就任以来の宿願であった高齢者のワンコインバス実現について、交通事業者の皆様のご協力により、高齢者の移動支援事業を10月1日からスタートすることとなった。

1 報告

(1) 高齢者の移動支援事業について

（福祉保健部長説明）説明内容省略

（質議応答）以下のとおり

委員①：回数券に初乗り運賃である140円、170円を含んだ方が利用しやすい。

委員②：協議したが利用の状況がわからない。既に今年度分に関しては印刷の発注済。2～3月にアンケートを実施する予定なのでその後検討していきたい。

委員③：回数券利用の際に身元確認は行うか。

委員②：あきらかに違う時は注意するが、身分証明書の提示を求めはしない。

委員④：回数券の利用の際に折り曲げたり丸めたりする人がいるので販売する際には注意してもらいたい。

2 議題

(1) 別府市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

（事務局説明）説明内容省略

（質議応答）なし

（協議結果）原案のとおり承認

(2) 実証運行計画（案）について

（事務局説明）説明内容省略

（質議応答）以下のとおり

委員⑤：料金の関係で、精神障害者の方についても半額の適用になるか。

県下の乗合いバス事業者は来年の4月から精神障害者の半額に向けて検討しているがどう考えているか。

事務局：現在運行している交通事業者様の約款をもとに決めている。

今後また検討する必要があると考えている。

委員⑥：この計画そのものに賛成・反対とは言う立場をとる事はできないが、この協議会のあり方というものを委員の皆様にもう一度考えていただきたい。

今年の3月に別府市地域公共交通アクションプランということで別府市の公共交通の体系を1年かけて議論してきたと認識している。その中で、過疎地域や中山間地域の交通空白地帯をどのように維持していくのか、また、市内をめぐる幹線交通とどう接続していくのか、どういった形が望ましいのかを1年間議論した結果がアクションプランとして出来上がっている。

それが今回、東山の鳥居を乗換拠点として整理するとなっていたものが別府駅西口まで行くとなると、アクションプランの考え方そのものが覆るのではないかと懸念を感じている。今回は東山地区だけという計画だが、今後、別府市内の中山間地域・過疎地域・交通空白地域がどのようになるのか、今一度根本から御議論していただく必要があるのではと感じている。

会長：幹線・支線の役割分担やアクションプランに記載している内容を認識したうえで、地元の方の要望を伺う中で、アクションプランに十分反映出来ていない面があった。アクションプランの中にも今後色々な可能性についても利用者の立場を考えながら進めていきたいとも少し記載している。基本的なことに関してもこの場でしっかりと御議論していきたいと考えている。

委員⑦：外国人の方が由布川溪谷に行くことが多いので唯一の便が運休となってしまうが東山住民のみのサービスということで良いか。

また、インバウンドのお客が多くバスに乗れないという意見・苦情を良く聞く。韓国や中国が休日に入るとサファリ・ロープウェイ・由布院方面へのバスは別府駅を出るとき満員の状態で出て行ったり、乗れない人も出るくらいの混雑となるので、出来ればそういう時期が予想出来ると思うので増便を出すなど検討いただければと思う。

委員⑧：本来であれば鳥居までをデマンドタクシーで運行し、鳥居からバスに乗り換えるという形である。しかし、今回本来の趣旨とは全く変わってしまっていることを認識していただきたい。

亀の井としても、お年寄りがバスに乗換えをするのが大変不便だという声も聞いている。

東山地区については高齢者が非常に多くなることから、バス会社としても考えないといけないというところ中で、鳥居乗継を諦めて、霊泉寺ではどうかとなったが、霊泉寺も道を渡らないといけない。それで最終的に亀の井バスとしても妥協し、別府駅西口ということになった。

私としては、バス停にタクシーを停車し乗降させた方が良いと思っていたが、法律的に出来ないということで、バス停に近い安全の確保された場所でタクシーから降りしバスへの乗り継ぎをするという話のようである。

契約は別府市とタクシー協会が契約をするとのことであるが、別府駅前でもタクシー会社とバス会社の間で色々な問題が起こっている。タクシーが持ち回りで東山地区を運行する時に、決められた乗降場所以外での乗り降りは出来ないということになっているが、悪質なタクシードライバーがいた場合にルールを破ることがないかということに苦慮している。したがって、契約の仕方を考えていただきたい。例えばタクシー会社1社ずつと契約を結び、言うことを聞かない会社は契約を解除するなどの対応をしてもらいたい。

日本全国で議論されているが、まずはバス、バスが運行できなくなった後にデマンドタクシーという大原則を覆すようなことになった時には、そのタクシー会社には出て行っていただきたい。

タクシー協会を信用しない訳ではなく、タクシー協会の傘下に入っているある特定のドライバーが起こした場合はどうなるか十分な議論をしていただきたい。

運賃は500円でほぼバス運賃の半額である。したがって途中の乗降が出来るようになるとバスの客を奪っていつてしまうため、途中での乗降は許さないということは絶対である。別府市からの監視を十分に行っていただくことが前提でないと、亀の井バスとしてはこの契約については元に戻してもらい、バスがまた運行するというのを頭に入れておき、それくらい厳しい感覚でやっていただきたい。

実証運行期間中、バスの運行はなくなってしまふ。したがって収入があった分がなくなる。赤字ではあったが。途中乗降を許し、路線途中のお客さんまで持っていかれては、踏んだり蹴ったりになって失業となるので事務局やタクシー協会には認識いただき、関係の方にも、亀の井バスがどういう気持ちで市と同意したのかを前提にして監督・管理をお願いしたいと思う。

会長：亀の井バス様には今回、苦渋の決断をいただきありがたく思っております。

具体的にはタクシー協会様と契約を締結させていただいて、ご指摘のあった点についても不安のないような形で色々協議させていただき、私共が責任持って不安のないような形でスタートさせていただきたいと思います。

委員⑥：今回のこの事業について、田中社長がご懸念されたような決められた停留所以外での乗降をさせるという事態になると、法律違反になってしまい、事業自体が飛んでしまうので、法律の網がかかっているということを認識してください。その上での話になるのでタクシードライバーを信じるしかない。法律上は、道路交通法にも引っかかってしまうかと思う。また、もう一度言いますが、この東山でのことが、内成や天間でも起こりうるということを懸念している。それをやる、やらないというのを運輸支局がどうこういう立場ではなく、協議会でやるかどうかという議論をしていただいて協議会で決めていただければ良いが、

協議会そのものの根底が変わってしまうということになるので、十分に認識していただいたうえで、今回のこの事業のあり方をもう一度議論していただきたいと思う。今後、天間地区などで同じような事をやるとなると、アクションプラン自体が根底から覆ってしまうので、そこについても頭の隅に置いて、東山地区のこの事業について考えていただけると、今後の公共交通の姿が見えてくるのではないかと思う。

委員 ⑨：ご懸念のとおり、このプランと、その前の網計画については中身を合意で決めて会長にも決裁いただいている。今回の話はあくまで実証実験であるということと、緊急やむをえない事態であるということ、認識を1つにしておきたい。

後出しとか、外側からの声で全部崩れるならこれ自体組み直しである。地域の方の声も大事であるが、地域の声聞かずに作っている訳ではない。かといってこれが絶対無理でもないことを理解しないといけない。事情が変わってくるので修正しないといけないものもあるので共通の認識として持っていただきたい。

バスが運休するというのが資料には書いていなかったのを書いていただきかった。

また、3ヶ月に1回程度、定期的にモニタリングし、利用者数などを協議会で報告していただきたい。そして半年経ったら本当に続けていいものかどうかを一度考えた方が良い。手続き的には休止なのですぐ戻せると思うので、一度協議会で議論したらどうかという提案をさせていただきたい。年間ずっと続けるというのではなく、本当に地域の方が利用していただけるか、バスが運行しているときとどれくらい違うかというのを比較していく必要があると思う。本当にどちらが利便性が高いかを是非みていきたい。まだ何も出ていないので正直わからない。

別府駅西口まで延ばした時にどれくらい利用しているのか、また、狭いタクシーの中で長時間乗るのがきつい等との声や500円という金額がどうなのかという声も考えられる。

委員 ⑩：契約の形については、これから市と話し合うことなので暫定的なことは言えないが、選択肢として、乗務員個人に利益が発生する乗せ方がある場合に不正が起こる可能性があるのでは貸切料金の方が良いのではと思っている。県内もほとんど貸切にしている。乗務員のメリットを生じさせないことが第1歩だと思っている。

また、契約主体について、タクシー協会と契約するのも一つだが、車両の形によっては出せないという会社が出てくるかもしれない。今後、タクシー協会です約を受け付けたとしても契約そのものは各社でやった方が良いということも、協議の中であり得ると考えている。

会長：不安のないような形で、タクシー協会様にも迷惑のかからないような形で契約の内容については進めさせていただきたいと思う。

また、利用状況についても、事業をする上でモニタリングし、利用者の利便性、公共交通を担う皆様方の色々な事に気を配りながら事業を進めていきたい。あくまで実証実験ということで、色々な要望等を吸収しながら進めていきたいと思うので御理解と御協力をお願いしたい。

(協議結果) 原案のとおり承認

3 その他

バス協会：「バスフェスタ2017 in 大分」についてのお知らせ。
(説明内容省略)

事務局：次回協議会の日程については未定ですが、今年度の事業計画にある先進地視察の場所・日程等の調整につき次第、連絡させていただきたい。

閉会